

川崎市社会的養護奨学給付金実施要綱

平成 30 年 3 月 30 日 29 川ここ福第 985 号（市長決裁）

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、児童養護施設等を退所し大学等に進学した者等に対し、大学等進学奨学金及び資格取得給付金を給付するため、必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に規定するところによる。

- （1）児童養護施設等 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 3 第 1 項に規定する児童自立生活援助事業、同条第 8 項に規定する小規模住居型児童養育事業及び法第 6 条の 4 に規定する里親（同条第 2 号に規定する養子縁組里親を除く。）並びに法第 7 条第 1 項に規定する児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設をいう。
- （2）本市児童相談所長 川崎市児童相談所条例（昭和 46 年川崎市条例第 70 号）に規定する児童相談所の所長をいう。
- （3）入所 本市児童相談所長が法第 27 条第 1 項の規定により児童養護施設等に入所させる、若しくは委託する措置を採ること又は法第 33 条の 6 第 1 項の規定による児童自立生活援助が行われること（同条第 6 項により満 20 歳以上義務教育終了児童等について同条第 1 項の規定が準用された場合を含む。）をいう。
- （4）退所 本市児童相談所長が法第 27 条第 1 項の規定により採った措置が解除されること又は法第 33 条の 6 第 1 項の規定による児童自立生活援助が行われなくなること（同条第 6 項により満 20 歳以上義務教育終了児童等について同条第 1 項の規定が準用された場合を含む。）をいう。
- （5）高等学校等 学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 1 条に規定する高等学校、中等教育学校後期課程、特別支援学校高等部及び高等専門学校（第 1 学年から第 3 学年までに限る。）並びに同法第 124 条に規定する専修学校高等課程をいう。
- （6）高等学校卒業程度認定試験合格者 高等学校卒業程度認定試験規則（平成 17 年文部科学省令第 1 号）第 8 条に規定する認定試験合格者をいう。
- （7）大学等 学校教育法第 1 条に規定する大学（同法第 97 条に規定する大学院を除く。）及び高等専門学校（第 4 学年及び第 5 学年に限る。）並びに同法第 124 条に規定する専修学校専門課程をいう。
- （8）国公立大学等 国又は地方公共団体が設置する大学等をいう。
- （9）私立大学等 国又は地方公共団体以外の者が設置する大学等をいう。
- （10）授業料等 大学等に通学するために必要な入学金、授業料その他大学等に納付する必要がある費用をいう。

（給付金の種別）

第3条 川崎市社会的養護奨学給付金の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 大学等進学奨学金
- (2) 資格取得給付金

(大学等進学奨学金の給付の対象者等)

第4条 大学等進学奨学金の給付の対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。ただし、大学等を卒業し、又は退学した者が再度大学等に入学する場合は、大学等進学奨学金の給付の対象としない。

- (1) 本市児童相談所長の措置により児童養護施設等に入所した者
- (2) 満18歳に達した日の属する年度の4月1日以降に児童養護施設等を退所し大学等に進学した者
(法第31条第2項の規定により措置が延長されている者並びに法第33条の6第1項及び第6項の規定により児童自立生活援助が行われている者であって大学等に進学したものを含む。)
- (3) 高等学校等の卒業者にあっては、高等学校等を卒業した日以後の直近の4月末日から起算して2年以内に大学等に進学した者
- (4) 高等学校卒業程度認定試験合格者にあっては、当該試験を合格した日以後の直近の4月末日から起算して2年以内に大学等に進学した者

(大学等進学奨学金の給付額)

第5条 大学等進学奨学金の給付額は、次の各号に掲げる進学した大学等の種別に応じ、当該各号に掲げる金額とする。

- (1) 国公立大学等 月額3万円
- (2) 私立大学等 月額5万円

2 大学等進学奨学金の給付の対象となる大学等の在籍期間に1月に満たない期間がある場合であっても、前項に規定する月額を給付するものとする。

(大学等進学奨学金の交付対象期間等)

第6条 大学等進学奨学金は、大学等に在籍している月に対応する分について、対象者からの申請により給付を行う。

2 大学等進学奨学金は、各大学等が定める通常の修業年限を限度に給付するものとする。ただし、疾病による休学その他市長が止むを得ない事情と認めるときは、通常の修業年限を超えて給付を行うことができる。

3 大学等進学奨学金は、市長が必要と認めたときは、概算払により給付を行うことができる。

(大学等進学奨学金の申請手続等)

第7条 大学等進学奨学金の給付を受けようとする者は、初年度は大学等進学奨学金申請書(初年度用)

(第1号様式)に、次年度以降は大学等進学奨学金申請書(継続用)(第2号様式)にそれぞれ必要書類を添えて、給付を受けようとする年度の6月末までに、市長宛て申請するものとする。

2 市長は、申請内容を審査し、大学等進学奨学金交付(不交付)決定通知書(初年度用)(第3号様式)又は大学等進学奨学金交付(不交付)決定通知書(継続用)(第4号様式)により申請者宛て通知する

ものとする。

- 3 前項の規定により大学等進学奨学金の交付決定を受けた者（以下「大学等進学奨学金受給者」という。）は、速やかに市長宛て大学等進学奨学金の請求を行うものとする。

（奨学金の併給等）

第8条 大学等進学奨学金の給付を受けようとする者が、他の機関が実施する奨学金を受給できる場合であっても、大学等進学奨学金の給付を受けることができるものとする。

- 2 大学等において授業料等の全部又は一部の減免を受ける場合であっても、大学等進学奨学金の給付を受けることができるものとする。

（在籍状況の報告等）

第9条 大学等進学奨学金受給者は、大学等進学奨学金在籍報告書（第5号様式）に必要書類を添えて、交付対象期間終了後30日以内に市長宛て報告するものとする。

- 2 大学等進学奨学金の交付対象期間に次の各号に掲げる事由が生じたときは、大学等進学奨学金受給者（第3号にあっては代理人等）は、重要事項変更届出書（第6号様式）に必要な書類を添えて、事由発生後30日以内に市長宛て届出を行うものとする。

（1）氏名、住所又は連絡先を変更したとき。

（2）停学、休学、退学等により大学等に通学しないこととなったとき。

（3）大学等進学奨学金受給者が死亡したとき。

（4）その他大学等進学奨学金に関し重要事項に変更が生じたとき。

- 3 市長は、第1項及び前項の規定による報告等の内容を審査し、交付対象期間に係る交付額を確定し、大学等進学奨学金確定通知書（第7号様式）により大学等進学奨学金受給者宛て通知するものとする。

- 4 前項により確定した交付額が、既に交付した額と比較し過不足がある場合には、市長は、大学等進学奨学金受給者に対し追加交付を行い、又は返還を命ずるものとする。

（給付の終了等）

第10条 市長は、大学等進学奨学金受給者が退学又は死亡等により大学等に通学しないこととなったときその他市長が必要と認めるときは、大学等進学奨学金の給付を終了することとする。

- 2 大学等進学奨学金受給者が、退学や休学等により交付対象期間に大学等に通学しなかった場合は、市長は、当該期間に相当する期間に係る大学等進学奨学金の返還を命ずるものとする。ただし、疾病による休学その他市長が止むを得ないと認める期間については、この限りではない。

（資格取得給付金の対象者）

第11条 資格取得給付金の給付の対象者は、次の各号に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

（1）本市児童相談所長の措置により児童養護施設等に入所した者

（2）満18歳に達した日の属する年度の4月1日以降に児童養護施設等を退所した者（法第31条第2項の規定により措置が延長されている者並びに法第33条の6第1項及び同条第6項の規定により児童自立生活援助が行われている者を含む。）

（3）児童養護施設等を退所した者にあつては、退所日の翌日から起算して5年以内に、次条に規定す

る指定教育訓練講座の受講を修了した者

(資格取得給付金の対象講座)

第12条 資格取得給付金は、雇用保険法（昭和49年法律第116号）第60条の2及び雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の2の規定により一般教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座（以下「一般教育訓練講座」という。）であつて、市長が第14条第2項の規定により指定した講座（以下「指定教育訓練講座」という。）を対象とする。

(資格取得給付金の給付額等)

第13条 資格取得給付金の給付額は、20万円を限度とする。

2 資格取得給付金の対象となる経費は、指定教育訓練講座の修了に必要な入学料、受講料及び教材費とし、修了要件とならない任意の講座及び教材に係る費用並びに学用品費及び交通費等については対象外とする。

3 資格取得給付金の給付を受けようとする者が、同一の一般教育訓練講座を対象に雇用保険法第60条の2の規定による教育訓練給付金（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第101条の2の7第1号に規定する一般教育訓練を対象としたものに限る。以下「教育訓練給付金」という。）の給付を受ける場合には、一般教育訓練講座に係る費用から教育訓練給付金の給付額を控除した額と第1項に規定する限度額とを比較し、いずれか低い額を限度に給付を行うものとする。

4 資格取得給付金は、1人1回を限度に給付を行うものとする。

(資格取得給付金の申請手続等)

第14条 資格取得給付金の給付を受けようとする者は、一般教育訓練講座を受講する前に、資格取得給付金対象講座指定申請書（第8号様式）を市長宛て提出するものとする。

2 市長は、資格取得給付金対象講座指定申請書を受理した場合には、内容の審査を行い、速やかに対象講座の指定の可否を決定し、その旨を資格取得給付金講座指定通知書（第9号様式）により申請者宛て通知するものとする。

3 資格取得給付金の給付を受けようとする者が第11条に規定する要件を満たしており、かつ受講した一般教育訓練講座が第12条の要件を満たしている場合には、第1項の規定による資格取得給付金対象講座指定申請書の提出は、次項に規定する資格取得給付金の支給申請までに行えば足りるものとする。

4 資格取得給付金の給付を受けようとする者は、指定教育訓練講座の修了後、30日以内に、資格取得給付金申請書（第10号様式）に必要書類を添えて、市長宛て申請するものとする。

5 市長は、前項に規定する申請内容を審査し、速やかに給付の可否を決定し、資格取得給付金交付（不交付）決定通知書（第11号様式）により申請者宛て通知するものとする。

(大学等進学奨学金との併給)

第15条 大学等進学奨学金と資格取得給付金のいずれの対象者にも含まれる者が、資格取得給付金の対象となる講座を実施する大学等に進学する場合には、大学等進学奨学金と資格取得給付金の給付について、いずれも申請することができるものとする。

(給付金の返還)

第 16 条 市長は、川崎市社会的養護奨学給付金の受給に当たって虚偽申請、目的外使用等の不正があった場合には、交付決定を取り消し、既に交付した給付金の一部又は全部の返還を命ずるものとする。

2 川崎市社会的養護奨学給付金の受給者が前項の規定により給付金の返還を命じられたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第 17 条 この要綱に規定するもののほか、この事業の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。(29 川ここ福第 985 号市長決裁)

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に大学等に在学している者の大学等進学奨学金については、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、本要綱の施行の日以降の月であって大学等に在籍している月に対応する分について、対象者からの申請により給付を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。(30 川ここ福第 1140 号市長決裁)

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 4 日から施行する。(2 川ここ福第 1659 号部長決裁)

第1号様式

大学等進学奨学金申請書（初年度用）

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者 氏 名
生年月日
住 所
電話番号

私は、川崎市社会的養護奨学給付金実施要綱第4条に定める要件を満たしており、大学等進学奨学金を受けることを希望するため、必要書類を添付し申請します。

措置先の里親・施設等の名称	
退所又は委託解除の日 （措置延長中である場合はその旨を記載）	
大学等の名称及び学部等	
大学等の所在地	
大学等の種別	1 大学 2 短期大学 3 高等専門学校 4 専修学校 5 その他（ ）
入学年月日	
修業年限	
申請する対象期間	年 月～ 年 月

<添付書類>

- 1 在学証明書等、上記申請月において大学等に在籍していることが確認できる書類
- 2 大学等の修業年限が確認できる書類
- 3 高等学校等を卒業した年の5月以降に大学等に進学する者にあつては、高等学校等を卒業した日付が確認できる書類
- 4 高卒認定試験合格者にあつては、合格した日付が確認できる書類
- 5 大学等進学奨学金の振込を希望する口座の通帳等の写し

第2号様式

大学等進学奨学金申請書（継続用）

年 月 日

（宛先）川崎市長

申請者 氏 名
生年月日
住 所
電話番号

私は、川崎市社会的養護奨学給付金実施要綱第4条に定める要件を満たしており、大学等進学奨学金を受けることを希望するため、必要書類を添付し申請します。

措置先の里親・施設等の名称	
退所又は委託解除の日 (措置延長中である場合はその旨を記載)	
大学等の名称及び学部等	
大学等の所在地	
大学等の種別	1 大学 2 短期大学 3 高等専門学校 4 専修学校 5 その他 ()
入学年月日	
修業年限	
申請する対象期間	年 月～ 年 月

<添付書類>

- 1 在学証明書等、申請する対象期間において大学等に在籍していることが確認できる書類
- 2 大学等進学奨学金の振込を希望する口座の通帳等の写し

第3号様式

大学等進学奨学金交付（不交付）決定通知書（初年度用）

川崎市指令第 号
年 月 日

様

川崎市長

年 月 日付けで申請いただいた大学等進学奨学金について、次のとおり決定しましたので通知します。

交付又は不交付の別	1 交付 2 不交付 3 一部交付
交付決定額	
交付決定期間	年 月～ 年 月
大学等の名称及び学部等	
大学等の所在地	
大学等進学奨学金の認定年数	
その他	

(備考)

- 1 この給付金は大学等に通学するために必要な学資に活用してください。
- 2 大学等への在籍状況等について、必要に応じで御本人又は大学等に確認を行うことがあります。
- 3 交付対象期間終了後、30日以内に大学等進学奨学金在籍報告書（第5号様式）に必要書類を添えて本市へ報告を行ってください。
- 4 大学等進学奨学金の認定年数については、今回申請された大学等の就業年数等を踏まえて認定する年数となります。大学等進学奨学金の2年目以降の給付については、川崎市議会において各年度の本事業の実施に係る予算が議決されることが必要であり、毎年度、第3号様式により申請が必要となります。
- 5 支給申請内容に虚偽事項等があった場合には、交付決定を取り消し、大学等進学奨学金の返還を求めることがあります。

第4号様式

大学等進学奨学金交付（不交付）決定通知書（継続用）

川崎市指令第 号
年 月 日

様

川崎市長

年 月 日付けで申請いただいた大学等進学奨学金について、次のとおり決定しましたので通知します。

交付又は不交付の別	1 交付 2 不交付 3 一部交付
交付決定額	
交付対象期間	年 月～ 年 月
大学等の名称及び学部等	
大学等の所在地	
その他	

(備考)

- 1 この給付金は大学等に通学するために必要な学資に活用してください。
- 2 大学等への在籍状況等について、必要に応じて御本人又は大学等に確認を行うことがあります。
- 3 交付対象期間終了後、30日以内に大学等進学奨学金在籍報告書（第5号様式）に必要書類を添えて本市へ報告を行ってください。
- 4 支給申請内容に虚偽事項等があった場合には、交付決定を取り消し、大学等進学奨学金の返還を求めることがあります。

第5号様式

大学等進学奨学金在籍報告書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

氏 名

生年月日

住 所

電話番号

年 月 日付で交付決定された大学等進学奨学金について、川崎市社会的養護奨学給付金実施要綱第9条の規定により報告します。

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	川崎市指令 第 号
大学等の名称及び学部等	
大学等の所在地	
交付対象期間中の大学等の在籍期間	年 月～ 年 月

<添付書類>

- 1 在学証明書等、上記在籍期間の最終月において大学等に在籍していることが確認できる書類
- 2 授業料等に係る領収書等、授業料等を納付したことが確認できる書類
- 3 授業料等の減免を受けている場合には、その内容を確認できる書類
- 4 当該期間に係る大学等進学奨学金交付（不交付）決定通知書の写し

第6号様式

重要事項変更届出書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

氏 名
生年月日
住 所
電話番号

年 月 日付で交付決定された大学等進学奨学金について、川崎市社会的養護奨学給付金実施要綱第9条の規定により届け出ます。

交付決定年月日	年 月 日
交付決定番号	川崎市指令 第 号
大学等の名称及び学部等	
大学等の所在地	
事由	1 休学等 2 退学 3 死亡等 4 氏名・住所等の変更 5 その他 ()
事由の発生日 (休学等の場合は当該期間)	
事由の内容や理由等	
本人が手続を行うことができない場合 の代理人等の氏名、住所及び連絡先	

<添付書類>

- 1 事由の発生日や内容等が確認できる書類
- 2 休学等が疾病等による場合は、その状況が確認できる診断書等の写し
- 3 代理人等が手続を行う場合には、本人との関係等が確認できる書類又は委任状
- 4 当該期間に係る大学等進学奨学金交付（不交付）決定通知書の写し

第7号様式

大学等進学奨学金確定通知書

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長 印

年 月 日 川崎市指令 第 号により交付決定した大学等進学奨学金について、
年 月 日に報告いただいた内容に基づき、次の通り確定しましたので通知します。

- 1 既交付決定額
- 2 確定額
- 3 交付済額
- 4 追加交付額又は返還額（確定額－交付済額）

第8号様式

資格取得給付金対象講座指定申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

申請者 氏 名
生年月日
住 所
電話番号

私は、川崎市社会的養護奨学給付金実施要綱第11条に定める要件を満たしており、資格取得給付金を受けることを希望するため、同要綱第14条の規定により、資格取得給付金対象講座の指定を申請します。

措置先の里親・施設等の名称	
退所又は委託解除の日 (措置延長中である場合はその旨を記載)	
一般教育訓練講座の名称	
一般教育訓練講座の実施機関名及び連絡先	
一般教育訓練講座の受講予定期間	年 月～ 年 月
一般教育訓練講座の所要見込額	
雇用保険法による教育訓練給付金の 受給見込み	有 ・ 無

(備考)

- 1 支給対象経費は、指定教育訓練講座の修了に必要な入学料、受講料及び教材費とし、修了要件とならない任意での講座及び教材並びに学用品費及び交通費等については対象外となります。
- 2 同一の一般教育訓練講座を対象に雇用保険法の規定による教育訓練給付金を受け
る場合には、一般教育訓練講座に係る費用から教育訓練給付金の給付額を控除した
額と限度額(20万円)とを比較し、いずれか低い額を限度に給付を行います。

<添付書類>

- 1 受講を予定する一般教育訓練講座の内容及び金額が確認できる書類

第9号様式

川 第 号
年 月 日

資格取得給付金講座指定通知書

様

川崎市長

年 月 日付けで申請いただいた資格取得給付金対象講座指定申請について、次のとおり指定（不指定）を決定しましたので通知します。

指定教育訓練講座の名称	
指定教育訓練講座の実施機関名	
指定教育訓練講座の受講開始予定期間	年 月～ 年 月
資格取得給付金の見込額	
雇用保険法による教育訓練給付金の受給見込み	有 ・ 無
不指定の場合はその理由	

(備考)

- 1 支給対象経費は、指定教育訓練講座の修了に必要な入学金、受講料及び教材費とし、修了要件とならない任意での講座及び教材並びに学用品費及び交通費等については対象外となります。
- 2 同一の一般教育訓練講座を対象に雇用保険法の規定による教育訓練給付金を受けられる場合には、一般教育訓練講座に係る費用から教育訓練給付金の給付額を控除した額と限度額（20万円）とを比較し、いずれか低い額を限度に給付を行います。
- 3 上記の資格取得給付金の見込額は、資格取得給付金対象講座指定申請書に記載いただいた内容に基づくものです。実際の給付額は、指定教育訓練講座の修了後に資格取得給付金申請書を提出していただき、審査の上決定します。
- 4 教育訓練給付金の給付を受けるためには、指定教育訓練講座の修了後、資格取得給付金申請書に必要書類を添付して申請手続を行うことが必要です。

第 10 号様式

資格取得給付金申請書

年 月 日

(宛先) 川崎市長

氏 名
生年月日
住 所
電話番号

私は、川崎市社会的養護奨学給付金実施要綱第 11 条に定める要件を満たしており、資格取得給付金を受けることを希望するため、同要綱第 14 条の規定により、資格取得給付金の給付を申請します。

指定教育訓練講座の名称	
指定教育訓練講座の実施機関名	
指定教育訓練講座の受講期間	年 月～ 年 月
指定教育訓練講座の受講費用	
資格取得給付金の申請額	
雇用保険法による教育訓練給付金の受給の有無及び金額	有 ・ 無

<添付書類>

- 1 教育訓練修了証明書等、当該一般教育訓練講座を受講したことが確認できる書類
(雇用保険法による教育訓練給付金の受給対象外等の理由で教育訓練修了証明書の発行が受けられない場合には、当該講座の受講に係る申込書等の写し)
- 2 指定教育訓練講座の領収書
- 3 雇用保険法による教育訓練給付金を受給する場合には、一般教育訓練給付金の支給決定通知書の写し
- 4 当該講座に係る資格取得給付金講座指定通知書の写し
- 5 資格取得給付金の振込を希望する口座の通帳等の写し

第 11 号様式

資格取得給付金交付（不交付）決定通知書

川 第 号
年 月 日

様

川崎市長

年 月 日付けで申請いただいた資格取得給付金について、次のとおり決定しましたので通知します。

交付又は不交付の別	1 交付 2 不交付 3 一部交付
交付決定額	
指定教育訓練講座の名称	
指定教育訓練講座の実施機関名	
その他	

(備考)

支給申請内容に虚偽事項等があった場合には、支給決定を取り消し、資格取得給付金の返還を求めることがあります。